

令和元年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和元年9月11日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第108号 市有財産の譲与について
議第109号 市有財産の処分について
議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第124号 平成30年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（8名）

1番	鈴木好彦君	2番	高田晃君
3番	小杉和也君	4番	板垣一徳君
5番	嵩岡輝夫君	6番	佐藤重陽君
8番	小杉武仁君	9番	鈴木いせ子君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
稲葉久美子君 渡辺昌君 鈴木一之君
竹内喜代嗣君 小田信人君 山田勉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
総務課長	竹内和広君
同課参事	長谷部俊一君
同課情報化推進室長	本間憲一君（課長補佐）
企画財政課長	東海林 豊君
同課参事	本間孝則君
同課企画政策室長	田中和仁君（課長補佐）
同課企画政策室副参事	太田尚美君
同課企画政策室係長	林 奈美君
同課契約検査室長	小川智也君（課長補佐）
同課財務管理室長	榎本治生君（課長補佐）
同課財務管理室係長	近藤和久君

自治振興課長	山田和浩君
同課自治振興室長	前川龍也君(課長補佐)
会計管理者会計課長	大滝慈光君
消防長	鈴木信義君
消防本部次長	小島邦広君
消防本部総務課長	倉松淳志君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	鈴木一良君(課長補佐)
選挙管理委員会事務局次長	齋藤正栄君(課長補佐)
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	齋藤一浩君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	内山治夫

(午前10時00分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(消防長 鈴木信義君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

消防長 おはようございます。それでは、議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、消防法令の重大な違反がある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者・・・

鈴木委員長 着座のままで結構だ。

消防長 利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する意識を高めて、火災被害の軽減を図ることを目的に改正するものである。具体的には、消防法令で設置義務があるにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない対象物に対して、建物名称、所在地及び違反の内容を本市ホームページで公表するものだ。なお、公表の対象とする防火対象物の要件、違反内容、公表手続については、規則で定めることとしている。以上、よろしく願います。

(質疑)

佐藤 重陽 大変必要なことかなというふうには思うのだが、これ消防法令ということは、簡単に言えば国、県からおりてくる一つの必要を求められる条例改正、こういうことの考え方になるか。

消防長 委員のおっしゃるとおりである。国からの改正の通知である。

佐藤 重陽 あと、消防の皆さん、市内各所の施設やら民間企業との関係を定期的に検査して回る

わけだけれども、注意しても直らないというものもあるようだけれども、そういう中で実際に今まで事故が起きているという、報道なんかによれば、過去にそういう例があるわけだけれども、消防の現場から見た中で、現在村上市の中にこれに類するとか、これに限らないけれども、やっぱり法令違反で定期的に注意、警告、いろんな段階があるのだらうけれども、そういうものを続けているという、そういう行為が続いているのだよということは実態としてどうか、かなりあるものか。それとも、まれにということだらうか。

消 防 長 ただいまご質問だが、当消防管内では、ただいまのこの条例に記載する該当の施設はない。設置はしてあるが、一部未設置とか不備があるとか、そういうような施設はあるが、大きい不備の施設はない。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 鈴木信義君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

消 防 長 続いて、議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料を政令のとおり改正するものだ。以上、よろしく願います。

(質疑)

小杉 武仁 この改正だけれども、当該施設は当市には存在するのでしょうか。

消 防 長 当本部管内にはない。

高田 晃 この政令に定めるとおりということだが、簡単に言えば手数料、これが約1万円ずつ上がっているわけだけれども、もうこのいわゆる増加額についても、この政令での定めのとおりなのだらうか。

消 防 長 そのとおりである。

高田 晃 わかった。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 この値上げは、消費税増税との関連がこうなっているのだらうか。

消 防 長 ご質問のとおり、この改正に関しては消費税及び地方消費税の引き上げに対するものである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第105号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改

正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 鈴木信義君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

消防長 続いて、議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が6月14日に交付されたことに伴い、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除し、その他所要の改正を行うものだ。以上、よろしく願います。

（質疑）

小杉 和也 これも、6月14日の法改正によるものということだけれども、こういう6月14日に法改正されるというのの背景というのだろうか、この辺のところはどうなっていたのだろうか。

消防長 平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されて、成年後見人等であることを理由に不当に差別されないように必要な見直しを行うことが定められた。6月にこの改正化を図るために、関係法令の整備に関する法律が公布されて、地方公務員法が一部改正されたことを踏まえて、本市の消防団条例の欠格条項を見直すものである。

小杉 和也 そうすると、不当に差別されていた例もあったというようなものを受けてのいろいろな流れがあるのか、この法改正は。

消防長 当本部の消防団員に関しては、そのようなことはなかったのだけれども、全国の中では欠格事項に該当するために消防団員になれなかった方もおられたと思う。

小杉 和也 現在の消防団の人数の定員満たないというようなことも、そういう意味も含めての部分もあるのだろうか、いかがか。

消防長 全国で消防団員は減少していて、定員数満たさないところが多いかとは思いますが、その辺を加味してこの法令が改正されたかというのは、ちょっと難しいところかなと思う。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第108号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 おはようございます。議第108号 市有財産の譲与についてである。この当該地については、佐々木地内に存する市有地であるけれども、平成元年に荒川松山区が集落用地として取得したものであるけれども、当時区では法人格がないということで登記ができないということであって、合併前の荒川町で寄附を受け、登記をしてきたという現状がある。これまでも、この用地については区で維持管理を行ってきたわけなのであるが、本年5月に荒川松山区が地縁団体ということで認定を受けて法人

格を持ったということで、当該町区の名義で登記をするということで譲与申請が出されたので、今回当該地を荒川松山区へ譲与するということである。以上である。

(質 疑)

佐藤 重陽 いや、ちょっと経緯のことで聞きたいのだけれども、今このことについて反対するものではないのだけれども、最初の出発がちょっと違ったのかなと思ったのは、今の課長の説明だと当時地縁団体がなくて区で譲与、譲渡を受けられなかったので、町で受けたのだと。その町で受けたものを今地縁団体ができたから返すのだと、こういうような説明だったのか、今。

企画財政課長 当時区が譲与を受けたということでなくて、区が取得をしたのだが・・・

佐藤 重陽 区が取得。

企画財政課長 取得した土地だったのだが、登記できないということで、ちょっと特殊なのだが、そういうやっぱり事例があるということなのだが、荒川町が寄附を受けて登記をしたと。今回は、法人格を持って登記できるので、そのものを向こうに譲与ということである。

佐藤 重陽 いや、複雑になったから、それいいサービスだね。町でそうしてくれたということではよかったか。普通そうできないから、共用地として区の代表だとか何かが共有地として登記して、それを後でやったりとったりするから複雑になってしまうわけではないか。だから、そういう方法も一つだなと今ふっと思ったものだから。いや、今説明の前は誤解して聞いていたけれども、今の説明聞いてそれはよかったと思う。以上だ。

板垣 一徳 ちょっと課長、それ聞くが、この法人化するとき行政が指導したものか。それとも、任意で自分たちが努力して法人化したのか。

荒川支所長 荒川松山区については、この土地のこともあったので、私どもの主導で3年ぐらいかけて地縁団体設立していただいた。

板垣 一徳 大変重要なことだと思う。今どの地区にも共同財産とか、法人化しないがために集落の財産が個人名になっている集落たくさんある。これぜひ、今からもう十数年前に法が変わっている。法人化すれば、今まで登記がかからないものが集落の財産になるのだ。ぜひ行政が指導して、特に一つの例を挙げれば、高速道が来たり、県道が通ったりするとき、そういう財産手つけられない地域があるのだ。だから、ぜひ行政で指導して、そういう地域が希望があったら率先して指導して法人化する。そんなに金かかるものではないのだ。私のところは、もう十数年前にやったけれども、ぜひひとつ。これは要望なので、お願いしたいと思う。

鈴木委員長 答弁いいか。

(「したほうがいい」と呼ぶ者あり)

自治振興課長 地縁団体の関係については、自治振興課のほうで担当している。自治振興課では、この後の議案にも出てくるけれども、集落の集会施設などをやはり譲与する、移譲するに当たってということもあって、今委員のおっしゃられたように地縁団体の認可のお手伝いをこれからもさせていただきたいと考えている。

小杉 武仁 済みません、ちょっと今と重複するけれども、その地縁団体に希望する集落というのはどれぐらい把握しているか、今後。

自治振興課長 正直今希望しているかどうかというところまで把握しているわけではない。ただ、移譲させていただきたい集落の集会施設であるので、そちらについては、こちらが

市としても働きかけて法人化のほうをできる限り早くというふうに考えている。なお、7月初旬現在であると、自治会は278ある。そのうち地縁団体の認可させていただいたものが182団体、率にして65%ちょっとになるけれども、残りについてはまだ法人化はされていないという状況にある。

小杉 武仁 わかった。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第108号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第109号 市有財産の処分についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画財政課長 議第109号 市有財産の処分についてである。本案については、村上市府屋地内の土地2万1,353.42平方メートルを一般国道7号、朝日温海道路事業の用地に供するため、国土交通省新潟国道事務所に対して4,219万286円で譲渡しようとするものである。以上である。

（質 疑）

板垣 一徳 課長、この国土交通省にかかった土地、今初めて議会で聞いたと思うけれども、この土地だけか、村上全体で。

企画財政課長 用地についてはほかにもあるけれども、面積と金額が今回の議決案件ということで、要件超えているということで議会にお願いしているものであって、ほかにもある。

板垣 一徳 いや、だから地区で旧朝日地区であれば何カ所とか、旧山北地区であれば何カ所とかという報告をしてくれということ。

企画財政課長 担当係長に詳細を答えさせる。

財務管理室係長 企画財政課の近藤だ。朝日地区が4カ所、山北地区が6カ所になっている。以上だ。

板垣 一徳 今この山北が大きな6件についてはわかったが、他の、総額でいいから、金額はどのくらいになっている。

企画財政課長 まだそちらについては、金額は決まっていないということである。

板垣 一徳 買収がまだだね。

企画財政課長 それは、買収してこれからということで、まだ具体的な話というのはこれからなるということである。

佐藤 重陽 これ、市だからの特権ではないと思うのだけれども、この中に残地補償金と出てくるのだけれども、残地補償金というのは、国として求めた開発したところ、半端なところが出てしまって、その部分を残地補償、そういうところではないのか、まず。

企画財政課長 おっしゃるとおり、今回買収に係る土地の一部に残地補償が入ったということである。

佐藤 重陽 私、相談に乗ってかなり国土交通省と話ししたときに、いわゆる民間の地だけれども、民間の土地で残地補償、これもう寄附してもいいから、こんな土地残してもいい

いから何か考えるべきでないかと言ったけれども、いやいや、なかなかそれができないのだよと。ちょっとケースは違うのかもしれないけれども、残地補償またはその残されても困る残地を逆に言えば引き取ってやるとか、何かできないのだかと私そのとき大分話をしたのだけれども、いや、難しいだよと言ったのだけれども、ここで残地補償と出てきているので、公だからか。でも、そんなこともないだろうから、それ残地補償できるような条件ではないけれども、何か環境があったのか。

企画財政課長 ちょっと多分ケースが違うのだと思うけれども、今回のケースは、その残った土地が結局係ることで今までよりも使い勝手がちょっと悪くなるというようなことの意味合いで、残った土地に対してその残地補償ということで、所有権が特に今動くわけでもないし、村上市の土地として残る部分に対してそんな形で補償していただけるということで今回いただくものである。

佐藤 重陽 いや、クレームつけているのではない、だから。いや、ただ何か民間と違うなど。いや、同じようなわけではない。大概が形がもう変わってしまったり、半端になってもう使いようがなくなってしまったと、そこに提供したことで。だから、そんな土地がそこに離れたところにひょんと残っても困るので、国で処分してくれるか、または何かないのかということで話ししたら、いや、なかなかそれはないのだよねと私は去年、おとしあたりそんな話をしていたので、ここで残地補償と出てきたから、何か特別な理由があればそんなことも可能だったのかなと思ってちょっと聞いてみただけなので、そのことにクレームをつけているのではないので。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第109号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

自治振興課長 議第110号については、公の施設に係る指定管理者の指定についてである。施設の名称については、温出地域農村研修センターであって、こちらは集落集会施設であることから、その使用形態を鑑み、公募によらず温出集落を指定管理者として指定するものである。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等については、指定管理者の指定に係る資料をお示ししたので、あわせてご参照をお願いいたします。また、指定期間は、令和2年4月1日より令和4年3月31日までの2年間としているが、指定期間満了前においても、集落との移譲の合意がなされた場合は、速やかに移譲をしていきたいと考えている。以上である。

（質疑）

佐藤 重陽 これ、指定管理に出すよりは、先ほども地縁団体が結成されればそこに譲渡すると、こういう考えなのだろうけれども、まだまだそうならないところというのは、ここもそうだけれども、含めて何施設ぐらいあるのか。何施設というのが土地で見たほうがいいのかわからないけれども、何カ所ぐらいあるのだろう。

自治振興課長 私どもで今把握している集落集会施設ということでお答えさせていただくけれども、条例上残っているのが7施設ほどある。そのうちの3施設は、今回の議案提案により指定期間を2年間延長していきたいと考えているが、残りのまず3施設については、来年の3月までには移譲を何とか完了させたいと思っている。また最後1つ、こちら北中の生活改善センターなのだけれども、ちょっと特殊な建物になっているということで、こちらは期間としては、済みません、平成で言わせていただくと、前の契約なので、平成38年の3月31日までということで、ちょっと長期の指定管理期間で議決をいただいているものがある。

高田 晃 今回の指定管理の関係だけれども、本会議のときも私ちょっとお尋ねして、移譲するところが3つある。そのために期間を2年というふうにしたのだということで、それで理解したのだけれども、またきょう地縁団体を法人化することがその前提にあるということも理解した。この移譲したことによってその指定管理の例えば料金が変わるとか、あるいは指定管理の内容で、例えばだけれども、修繕費の上限の金額が変わるとか、会計年度末での計算項目が変わるとか、そういうことはないのか。

自治振興課長 集落の集会施設に関しまして、無償での指定管理ということになっているので、指定管理料が発生するという考えはない。また、修繕については、これまでも集落のほうで修繕等をやってきていただいたという経緯がある。それらを鑑みて、現状と大きく変わるようなことはないかと考えている。

高田 晃 そうすると、費用も発生しないし、現状と変わらないということだが、いわゆるその集落施設百七十幾つある中で、ほとんど地縁団体法人化して移譲を進めているということだけれども、移譲をすることによって市としての何かメリットみたいなのはどんなものがあるのか。

自治振興課長 集落の集会施設、本来は集落の所有ということであるべきものとは考えている。直接的な市のメリット云々というよりも、やはり移譲によって集落のほうで自分たちの財産としてきちんと管理していただけるものではないかと考えている。

高田 晃 要するに、もちろん財産は集落のものではないとは思うのだが、いわゆる自分たちの施設としてより有効に活用して、管理も良好にしていくということのための移譲ということだね。わかった。

板垣 一徳 さっき課長、北中の集落センターがどうのという話をしたのだ。北中の集落センターが何か耐震とかいろいろな条件があって廃止しなければならない。新しい集落センターを建てたいというようなことだが、その旨の話はあなた方行政には届いていないのか。

自治振興課長 北中のほうからは、新しいのを建てたいと、その話は聞いている。ただ、建てるにしても、当然建設費等がかかるということで、集落のほうでもそれを捻出を、全て市のほうでというわけにはまいらないので、どのようにしていくか。市のほうでも、当然建設に関しての補助はあるけれども、それであっても集落のほうの負担は必ず出てくるということで、現在は宝くじの助成事業、こちらのほうも使いたいということで申請が上がってきている。

板垣 一徳 わかった。

高田 晃 もう一つ聞き忘れたので、あれだけれども、この移譲を今指定管理をする中で、いわゆる地縁団体、集落、町内等移譲を進めているということだが、この集落センターあるいは町内の施設関係以外で今後移譲を進めていきたいというような施設は何か考えているのか。

総務 課長 現在のところは集落集会施設だ。これは合併前から、合併のときも相当いろんなご議論させていただいた経緯があって、取得したときの経緯が県単補助を使ったり、いろんな中でやっと今ここまで数が減ってきたと。基本的には、集落施設という名前、公共施設なのだが、その集落専用の施設としてずっと使ってきた経緯を解消するためにこれまでやってきて今まで来たという経緯がある。今のところ、移譲という形は集落集会施設というふうに捉えている。

高田 晃 わかった。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第110号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

自治振興課長 議第111号については、先ほど同様に公の施設に係る指定管理者の指定についてである。対象となる施設は、府屋駅前ふれあいセンター、また指定管理となる団体については、府屋駅前通町内会ということである。その他細かい点については、先ほどの説明と重複いたすので、省略させていただく。

(質疑)

嵩岡 輝夫 詳細はよくわからないけれども、この公の施設の名称について、先ほどは農村研修センター、今回はふれあいセンターというふうになっているが、その辺の区別は何を基準にこういう名称を付されているのかよくわからないので、教えてくれ。済みません。

自治振興課長 この施設について、合併前からの引き継いでいるものであるが、もともとその名前等については、やはり建てたときの補助金のどのような補助が入ったかというようなことで名称が異なっているものがある。

嵩岡 輝夫 わかった。ありがとうございました。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第111号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 山田和浩豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

自治振興課長 議第112号についても、同様に公の施設に係る指定管理者の指定についてである。施設については小俣集落センター、指定管理となる団体については小俣集落というこ

とでお願いしている。詳細については重複するので、説明を省かせていただく。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第112号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第124号 平成30年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 議第124号 村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてである。決算書の214Pになるが、最初に218P、219Pを、続いて220P、221Pをごらんいただきたいと思う。初めに、歳入であるが、一番上段の1款財産収入で、土地開発基金の利子収入1万131円である。続いて、歳出であるが、次のページをお開きください。2款1項1目の土地開発基金費の1、土地開発基金積立金である。歳入と同額の1万131円である。次のページをお開きいただきたいと思う。実質収支であるが、歳入歳出とも総額で1万131円となっている。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第124号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務課長 それでは、議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてである。決算書のほうをお開きください。まず、歳入の説明を先にさせていただきます。227P、228Pをお開きください。228Pの説明欄で説明をさせていただきます。1番の2款の情報通信施設負担金75万円については、新規加入の負担金5万円掛ける15件分の歳入である。次に、2款1項1目の情報通信施設使用料については、ほぼ前年並みの情報通信施設の使用料といたして、徴収率が97%となっている。2番の滞納繰越分であるが、474万7,000円ということで、前年度プラス350万円ということで、徴収率も前年度20.6から68.4%と大幅な伸びとなっている。次に、中段3款

の繰入金 4 億9,109万円については、一般会計からの神林、山北、朝日の施設維持管理に係る繰入金、前年度と比較して3,447万9,000円の増となっている。歳出のほうでその中身についてはご説明をさせていただく。5 款の諸収入であるが、前年度繰り越し分のほかに昨年度山北地区の鵜泊トンネル工事の關係の繰越明許分として1,600万円が今年度の歳入となっている。5 款の雑入であるが、2 番の道路改良工事等支障施設工事補償料798万4,845円については、鵜泊トンネル工事に伴う移転工事の補償料のほか、建物の共済災害共済金51万9,905円については、昨年度発生した山北地区中原集落の住宅火災に関する共済金の歳入となっている。おめくりいただいて、229P、230Pで歳出のほうの説明をさせていただく。230Pの説明欄でご説明を申し上げる。1 番、情報通信事業一般管理経費1,261万9,058円である。前年度と比較いたして965万208円の減となっている。業務委託料の減であるが、機器保守等委託料の3 地区のセンター設備の点検業務で393万1,200円については、3 施設の点検である。そのほか一番下のほうに消費税である。これについては426万4,400円ということで、昨年度よりも37万5,100円ほど平成29年の確定申告分と平成30年度の間納付までの分である。2 番の情報通信事業職員人件費については、3 人分の人件費の決算である。1 款1 項2 目の施設管理費である。1 番として、山北地区施設維持管理経費である。昨年度と比較してプラス11.1%ということで、1,056万6,277円の増ということで決算をいたした。中身については、修繕料が914万2,521円ということで、昨年度より支障移転の減ということで166万4,188円ほどの減となっている。告知端末借上料として1,684万8,000円で決算をいたした。2,600台分の告知端末の分である。そのほかシステム使用料と情報センター機器等リース料であるが、この分について1,704万2,400円と3,887万円と、通年に係るための増となっている。そのほか工事請負費については、市道碁石トンネル線封鎖に伴う移設工事、そのほか鵜泊トンネル工事に伴う支障移転のうち附帯工事の分について1,205万8,480円ということで、合計いたして1,198万3,680円の決算となった。2 番の山北地区施設維持管理経費の繰越明許分については、同じ鵜泊トンネル工事に伴う支障移転の本体工事の分が繰り越しとなって、1,213万560円の工事委託料という決算になった。次に、朝日地区施設維持管理経費 1 億3,855万6,317円については、ほぼ前年並みの決算となった。おめくりいただいて、一番下のほうに工事請負費228万5,357円ということで、これについても光伝送路の修繕工事や県道高根村上線の光伝送路の移設の工事費が決算いたしている。4 番、神林地区施設維持管理経費8,998万2,698円である。主なものといたしては、告知端末の借り上げとして1,894万2,336円で、これは1,000万円ほど増になっているが、昨年度は入れかえを平成29年にやった關係で、通年でないものが通年になった關係で情報センターの機器リース料、システム使用料を含め大幅な増となっている。なお、工事請負費については、宿田及び下助渕地内の幹線ケーブルの張りかえ工事を実施させていただいたものである。それから、2 款に行って公債費である。起債償還元金は2 億1,242万292円、起債償還利子549万1,332円ということで、これまで3 地区の施設をやったものの起債償還、主に過疎債に関する償還である。おめくりいただくと、最後に実質収支であるが、歳入歳出総額、1,000円単位でやって、翌年度繰り越す実質収支額は987万6,000円という決算となった。以上である。

(質 疑)

鈴木 好彦 歳入の使用料及び手数料で収入未済額が380万円ほどあるけれども、これは決算と実務処理のずれか何かで生じるものか。それとも、全くのいわゆる延滞分か。

総務 課長 正確な額で申し上げられなくて申しわけないのだが、実際未納という形の方もいらっしやるが、どうしてもN T Tの回線を利用して引き落としの関係で未納にはなっているが、その関係で未納になっているという形になる。

(何事か呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 スマホも使えない私が聞くのも、何なんだけれども、基本的な毎年この維持管理のため、また改修のための費用がかかるの、これしようがないと思って、しかもこの事業自体は当初からも情報また通信の不公平な部分なくすということの事業として大事な事業だと思うのだけれども、そろそろでもこのケーブル依存から1つ飛び出して別な形、要するにこの維持管理を考えていくと毎年やっぱりかなり繰り返す、それは設置機械の問題もあるのだろうけれども、繰り返しの費用がかなり大きくなっていくし、でもこれはもう仕方ない部分なのだけれども、ただここに来て新たなその取り組みというのだろうか、この事業に関しての方向性というのについて相談したり、何か検討したりしている部分あるか。今後のことだ。

総務 課長 済みません。4種類ぐらいこれに代替的なものがある、今ちょっと細かいところまではまだ言うとそっちが優勢になると悪いので、あれなのだが、内部では今委員ご指摘のように経費、コスト面でこのままではよくないと。何とか代替を探したいということで、この場合はテレビの再受信とか、テレビもこれでやっている方もいらっしやるので、そのすみ分けがちょっとネックになっているが、新たな手法は複数の業者からご提案もいただいているし、内部でどれがいいのだろうということは検討はさせていただいている。

佐藤 重陽 わかった。大切な事業なので、これをやめるなんていうわけにいかないのだけれども、今のスタイルをどこかでやっぱり変えるときが必要なだろうと。そのタイミングというのをどの辺に見ているのかなということと、その変える方向性を持つならば、将来的な計画ももうそろそろ見据えながら、この今の現在の事業にも経費のかけ方を少し考えながら先を見たほうがいいのかなんて思ったもので、ちょっと聞かせていただいた。以上。

鈴木 好彦 もう一点、支出のほうの施設管理費の中で、委託料がかなりの額不用額として計上されているけれども、これ思惑違いか何かあったらどうか。

総務 課長 施設管理費全体で、委託料で400万円ほど執行残が不用額として残っているというご指摘かと思う。基本的には、当初ふんだんに盛ったわけではないのだけれども、年を越えてから入札により委託料が決定する場合がありますので、それらの請け差の積み重ねかなというふうには認識している。

嵩岡 輝夫 直接今の項目には該当することがないかもしれないけれども、この今の資料見ていると山北地区とか朝日地区、それから神林地区、各地区の維持管理費が相当の数字になっているが、これは10年前に吸収合併されて村上市になったわけだが、もう少し統廃合とか効率化のために支所の規模を縮小するとか、そういうことで維持管理費を削減するようなお考えはないのだろうか、ちょっと。

総務 課長 冒頭、吸収合併ではないので、対等合併であるので、そこは議事録のほうの訂正はお願いすることといたして、この事業は実は合併前に旧山北、旧朝日で通常の生活における光ケーブル、要は今で言う、今は便利になった。光回線が民間事業者では行き届かないという地域について、地域でもって何とかその生活を上げようと。通

常の生活機能を維持するためには、光回線が必要だということで着手されて、合併した。神林地区も、あわせた形で有線からの切りかえをさせていただいた。合併当時についての合併協議の中では、これは維持、継続しようという形にしていた。ただ、今嵩岡委員ご指摘の非常に経費がかかっている。先ほどの佐藤委員と重複する部分があるが、その中でも今までは買って貸与するみたいな形にして一時的な多額な経費がかかっていたものを、リースという形でとかいう軽減策はさせていただいている。また、工夫をいたした形で、何とかその経費の節減には努めさせていただいている。今後については、先ほどの佐藤委員にご説明させていただいたとおり、維持管理料も非常に高くなっているの、今は今後の課題という形での答弁とさせていただきます。

嵩岡 輝夫 吸収合併ではなくて対等合併ということで失礼いたしました。対等合併であっても、同じ村上市の中でいかにこれから経費を削減するかということを見ると、支所が何か所もあるという今の組織の構成はいかがかなと、私はまだ来てわずかの期間しかないが、考えていて、なぜ、確かに村上市そのものは市の面積が大変広いので、各支所でそれぞれ住民のサービスのために・・・

鈴木委員長 嵩岡委員、ちょっと予算の質疑であるので、控えてくれ。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 先月か、市からの案内で使用料、今までは各家庭のNTTの分と一緒に合算されて引き落としされていたのが今後分けて引き落としになるので、その手続してくれと案内来たのだけれども、何か理由は、教えてくれ。

総務 課長 渡辺議員にあったように、NTTの電話使用料と一緒に引き落としをしていた。ところが、今民間のスマホの普及によって、その光の回線分をNTTからいろんなプロバイダーさんに契約を変える方がいっぱい出てくると、NTTさんではないものだから、一緒に引き落とすことができないという事例が多発している。その分の、先ほどの延滞金の分もその部分があって、やむを得ない部分があるのだが、その分は鋭意そういう理由ということでやっている。このままの管理だと、今のNTTよりも他社へのスマホの普及に伴って移行が余計なものだから、この際電話料金と一緒に引き落としはやめよう。この情報通信施設の利用料はそれとしていただいたほうが事務管理的にもよろしいし、わかりやすくなるので、そのような形で利用者の方に口座振込を中心をお願いしているという経緯である。

渡辺 昌 そうすると、業者との関係変わるわけだけれども、その市のほうの歳入歳出というのは影響してくるのだろうか。

総務 課長 影響はない。今NTTさんからこの分は使用料、電話料と一緒に引き落とした分だよともういただいたものを入れているので、それが直接今度市のほうに口座引き落としのように入ってくるということで、財務会計上の変更はない。

竹内喜代嗣 全く私のことなので、恐縮なのだけれども、端末の電話番号と私の名前と一致していなくて、東日本には文句言って一昨年、当初私の父親が亡くなるまでは私の父親の名前で、情報端末の電話番号も私の父親の名前と私の名前と2つ載るような形だったのだけれども、名前が違ってしまったら、端末の電話番号と私の名前が違ってしまうようになってしまって非常に困っていたのだけれども、東日本には文句言って、調べて対処していただくようお願いする。

神林支所長 今ほど竹内議員のご質問だが、竹内さんのお父さんが亡くなられたときに死亡の名

義変更等の手続をしていただきたらうか。それをしていただくと変わっているのだが、それ以外の原因であれば、ちょっと原因のほう究明させていたきたいと思ふのだが。

竹内喜代嗣 個人的なことも入って、時間とって申しわけない。

(「種々相談に行ってもらえ」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長 まず竹内議員、相談に行ってくれ。

(何事か呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第125号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任すること決め、閉会する。

委員長(鈴木いせ子君)散会を宣する。

(午前11時01分)